

青 森 県 社 会 保 険 労 務 士 会 会 報

社労士 青 森

発行／青森県社会保険労務士会 青森市本町5-5-6 ☎ 017-773-5179 FAX 017-775-1428 編集／総務広報委員会



「乳穂ヶ滝の氷柱」(西目屋村)

撮影：五所川原支部 川口 大輔 会員

- 新年のご挨拶
- 令和3年度北海道・東北地域協議会主催
東北北部3県労務管理研修会
- 令和3年度成年後見人養成研修会
- 広報活動について
- 令和3年度倫理研修について

令和4年2月号
vol. 143



青森県社会保険労務士会館 外観

新年のごあいさつ



青森県社会保険労務士会
会長 葛西 一 美

明けましておめでとうございます。

青森会の会員の皆様におかれましては、健やかに新年を迎えられたこととお慶び申し上げます。

また、日頃は会務運営にご尽力賜り、並びにご理解、ご協力をいただいておりますこと誠に有難く心より感謝申し上げる次第です。

社労士を取り巻く状況に目を向けますと、働き方改革の進展や激変するデジタル社会の到来により、社労士をめぐる環境は著しく変化し、働くことに関する価値観が多様化しています。このような中で私達社労士は、時代の変革に対応した業務を確立しなければなりません。そのため、北海道・東北地域協議会に於いても、北3県・南3県・北海道の研修会、3号業務研修会と年4回の研修会を実施しています。また各単会とも研修会に力を入れておりますので、研修にはできる限り参加していただくようお願い致します。

社労士会では街角の年金相談センターに於いて県民の皆様の相談に応じております。また、今年度からは青森会に青森働き方改革推進支援センターを設置し、センター長を配置して、一般社団法人全国労働保険事務組合連合会青森支部の協力を得て、働き方改革が県内企業に浸透するよう、働き方改革推進支援事業に取り組んでおります。会員の皆様には青森働き方改革推進支援センターの周知と、個別訪問支援の勧奨等のご協力をお願い致します。次に青森S R経営労務センターではありますが、会員の皆様の協力によりまして安定した経営でありますので、会員の皆様に心から感謝を申し上げます。

働き方改革関連法の成立で時間外労働の上限規制、年次有給休暇取得の義務化及び高度プロフェッショナル制度の導入等に関する改正労働基準法等が順次施行されました。青森会では、デジタルガバメントの時代に対応するための中小企業への支援と、会員皆様の業務を支援するため、一步一步進めて参りたいと思います。

本年が会員の皆様にとりまして実り多き一年となりますようご祈念申し上げます。



全国社会保険労務士会連合会
会長 大野 実

葛西会長はじめ、青森県社会保険労務士会の皆様には、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

一昨年来の新型コロナウイルス感染症の拡大により、感染され、今なお療養をつづけられている皆様にお見舞いを申し上げますとともに、お亡くなりになられた皆様に心からのご冥福をお祈り申し上げます。

長引くコロナ禍の中で迎える令和4年ですが、最新の世界経済の動向に目を向けますと、「従来の10年分の変化が1年で発生する時代」と言われるように、ITをはじめ様々なビジネスの形がこれまでの常識では考えられないほどの速度で変化していることを踏まえ、私たち社労士も、関与する企業とともにこの変化に対応すべく日々の業務にあたらなければなりません。

また、連合会では、同時にこれから先の5年、10年の我が国社会の姿を見据えながら、会員の皆様の業務を支援し、社労士の社会的地位の向上を実現するための各種の事業を展開していかなければならないと考えております。

政府においては、引き続き新型コロナウイルス感染症の対策を主要施策としつつ、少子高齢化社会に対応するための「働き方改革」の推進と、マイナンバーカードの普及をはじめとする「デジタル社会」の推進に注力することとしていることを踏まえ、連合会では、これらの施策は我々社労士の専門分野であることから、昨年設置いたしました働き方改革推進本部、デジタル化推進本部による取り組みを強化し、2月から3月にかけて、各種のフォーラムを開催し、企業の労使の皆様をはじめ、広く国民の皆様へ、社労士の専門性を発信していくこととしております。

また、コーポレートメッセージに掲げる「人を大切にする企業づくり」について、人材の確保・定着という経営上の課題を抱える中小企業・小規模事業者の皆様が、私たち社労士に具体的にどのようなご相談をいただくことができ、この課題を解消していくことができるのかを知っていただくための相談会、セミナー等の事業を展開してまいります。

更に、これからのグローバル社会の進展という視点では、私たち社労士も、企業ひいては我が国社会の維持発展に貢献していくため、「SDGs」、「ビジネスと人権」等、新たな価値を理解して、これらを踏まえた対応をしていくことで、国民の皆様からの信頼をゆるぎないものとしていかなければなりません。

会員の皆様には引き続き本年も連合会の事業運営にお力添えをお願い申し上げますとともに、本年が皆様にとって実り多き一年になりますことをお祈り申し上げ、年頭のご挨拶とさせていただきます。



青森労働局
局長 高 橋 洋

新年明けましておめでとうございます。

青森県社会保険労務士会並びに会員の皆様方におかれましては、平素より労働行政の推進にあたり、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、企業においては厳しい経営状況が続く中、労働者の雇用の維持を図るため、厚生労働省では雇用調整助成金等の支援措置を実施してまいりましたが、会員の皆様におかれましては、支援措置の周知や助成金の申請支援等に積極的にお取り組みいただき、感謝申し上げます。

また、貴会には、昨年4月から「青森働き方改革推進支援センター」の運営を通じて、長時間労働の是正、年次有給休暇の取得促進、同一労働・同一賃金など、県内企業における働き方改革の実現に御協力いただき、感謝申し上げます。本年4月からは、職場におけるパワーハラスメント対策が中小企業にも義務化されるほか、男女とも仕事と育児を両立できるように育児・介護休業法が改正され、段階的に施行されます。中小企業においては、法改正に適切に対応いただくため専門家による個別支援が必要とされる場合もあり、会員の皆様には積極的な御支援、御協力をお願い申し上げます。

さらに、労働保険の年度更新や雇用保険業務において、特定の法人における電子申請の義務化、マイナポータルからの電子申請が可能となったことに加え、会員の皆様には各種届出等の電子申請の利用に御協力いただき、着実に電子申請の比率が向上しています。引き続き、国民の利便向上のため、労働保険料の口座振替と併せ、各種届出等について電子申請の推進について御協力をお願い申し上げます。

今年は、新型コロナウイルス感染症が収束傾向となり、青森県において経済活動が元通りに活発化することを祈念しております。

最後になりますが、貴会並びに会員の皆様方の益々の御発展と御健勝を祈念いたしまして、新年のごあいさつとさせていただきます。

令和3年度 北海道・東北地域協議会主催 東北北部3県労務管理研修会

日 時 : 令和3年12月10日(金) 13:30～16:00

配信会場 : ホテル青森3階「あすなろの間」

研修内容 : 「新しい時代に求められる社会保険労務士の役割」

講師 : 全国社会保険労務士会連合会 会長 大野 実 氏



北海道・東北地域協議会
会長 星 孝夫 氏



全国社会保険労務士会連合会
会長 大野 実 氏

～ 全国社会保険労務士会連合会大野会長との懇談会について ～

研修会の終了後、講師もしていただいた全国社会保険労務士会連合会の大野実会長と懇談会を行い、青森会からは10名が参加しました。参加された皆さんが緊張して発言が少ないのかと思いましたが、大野会長の巧みなリードと山下、西山、岩根会員の発言で場が和み、時間ギリギリまでの話し足りない会となりました。懇談会の内容は、社労士診断認証制度・電子申請・社労士制度など日頃、疑問に思っていることや実務に直結するようなことでした。大野会長が、今後ますます社会保険労務士が重要な役割になり将来性がある職業だということを話され、年金や雇用・働き方改革など、大変身近な業務に携わる社労士の役割は多様化されてきており自分も日々勉強し、対応していかなければならないと決意を新たにしました。

(総務広報委員：川口 大輔)



懇談会の様子



集合写真

令和3年度 成年後見人養成研修会

第1部

オンデマンドによるWeb研修

視聴期間：令和3年12月25日（土）から令和4年1月13日（木）

- (1) 成年後見制度と社労士の関わり（約51分）
- (2) 成年後見制度の本旨と制度（約91分）
- (3) 法定後見制度と各種手続（約108分）
- (4) 任意後見制度と各種手続（約56分）
- (5) 財産管理と財産継承（約101分）
- (6) 身上監護（約62分）
- (7) 介護保険制度の概要と権利擁護事業（約72分）
- (8) 高齢者・障害者福祉論（約49分）
- (9) 消費者保護の法制度（約47分）
- (10) 成年後見のための民法知識（約69分）

第2部

Zoom配信によるWeb研修

日 時	講義内容
令和4年1月15日（土） 13時00分～16時00分	「社労士による成年後見業務について」 講師：石川県社会保険労務士会 金子社会保険労務士事務所 金子 明智 氏
令和4年1月22日（土） 9時00分～16時00分	「成年後見業務にかかる事例研究」 講師：社会福祉士 中谷 恵 氏
令和4年1月23日（日） 9時00分～16時00分	「成年後見業務にかかる事例研究」 講師：社会福祉士 中谷 恵 氏

「確かな未来」が会社を変える。



で退職金。

「中退共」は中小企業が加入しやすい
国の退職金制度です。

① 国の制度だから安全・安心！

さらに掛金の一部を国が助成します。

② 社外積立でラクラク管理！

管理や運用の手間がかかりません。

③ 掛金は全額非課税でオトク！

節税に加え、手数料もかかりません。

● パートタイマーさんも
ご加入いただけます。

● 他の退職金・企業年金制度等
とのポートビリティも可能です。

詳しくは
ホームページをご覧ください

中退共

検索

<http://chutai-kyo.taisyokukin.go.jp/>

社労士制度推進月間の広報活動等について

青森県会では、社労士制度推進月間の周知広報活動の一環として、テレビCMとFacebookのターゲティング広告を行っています。テレビCMは青森テレビのフリースポットCMで令和3年12月9日から令和4年2月28日の間の放映となります。フリースポットCMのため放映時間はランダムですが、ぜひご覧下さい。Facebookのターゲティング広告はテレビCMと素材を連動して同時期に行っています。Facebookをご利用の会員の皆様でターゲティング広告が表示された方は、いいね！やシェアをお願いします。

また、青森県会では、働き方改革推進支援事業の広報活動として、令和3年11月30日に東奥日報社とのタイアップ記事「短命県返上キャンペーン」において「心身ともにいきいき働きやすい環境を」を寄稿し、青森県会と青森働き方改革推進支援センターのPRを行いました。さらに、東奥日報社（令和3年12月16日）、デーリー東北新聞社（令和4年1月3日）、陸奥新報社（令和4年1月1日）に新聞広告を打ちました。その他には、青森働き方改革推進支援センターと街角の年金相談センター青森オフィスの周知と利用促進のためのラジオCMを放送しています。

青森会がテレビやSNSを媒体とした広報活動を行うのは初めてであり、CM制作の過程においては様々な苦労もありましたが、ターゲティング広告の効果測定を行い、次年度の広報活動に活かしたいと考えます。そして今後も「人を大切にする企業づくり」の意義と必要性を社会に浸透させ、その支援を通じて社労士の存在をアピールすべく、広報活動を続けていきます。



Facebookターゲティング広告



テレビCM



新聞広告

労働施策総合推進法に基づく「パワーハラスメント防止措置」が 令和4年4月1日より中小企業の事業主にも義務化されます

職場における「パワーハラスメント」の定義

職場で行われる①～③までの要素全てを満たす行為をいいます。

- ①優越的な関係を背景とした言動
- ②業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの
- ③労働者の就業環境が害されるもの

※ 客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導は、該当しません。

「職場におけるパワーハラスメントを防止するために講ずべき措置」とは？

事業主が必ず講じなければならない具体的な措置の内容は次のとおりです。

- ・事業主の方針の明確化及びその周知・啓発
- ・相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- ・職場におけるハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応
- ・併せて講ずべき措置（プライバシー保護、不利益取扱いの禁止等）

令和4年1月1日から 健康保険の傷病手当金の支給期間が通算化されました

治療と仕事の両立の観点から、より柔軟な所得保障ができるよう、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）」により健康保険法等が改正されました。この改正により令和4年1月1日から、傷病手当金の支給期間が通算化されました。

改正ポイント

- 傷病手当金の支給期間が、支給開始日から「通算して1年6か月」になります。
 - ・同一のケガや病気に関する傷病手当金の支給期間が、支給開始日から通算して1年6か月に達する日まで対象となります。
 - ・支給期間中に途中で就労するなど、傷病手当金が支給されない期間がある場合には、支給開始日から起算して1年6か月を超えても、繰り越して支給可能になります。
- この改正は、令和4年1月1日から施行されました。
 - ・令和3年12月31日時点で、支給開始日から起算して1年6か月を経過していない傷病手当金（令和2年7月2日以降に支給が開始された傷病手当金）が対象です。

改正育児・介護休業法 対応はお済みですか？

■ 令和4年4月1日から義務化される事項

※1：事業主向け説明資料
はこちら



1 育児休業を取得しやすい雇用環境の整備が必要です！

何を？	①～④のいずれかを実施してください（複数が望ましい）。産後パパ育休は、令和4年10月1日から施行 ①育児休業・産後パパ育休に関する 研修の実施 ②育児休業・産後パパ育休に関する 相談体制の整備 （相談窓口や相談対応者の設置） ③自社の労働者の育児休業・産後パパ育休取得事例の 収集・提供 ④自社の労働者への育児休業・産後パパ育休制度と育児休業取得促進に関する 方針の周知
具体的には？	①「 研修 」 対象は、全労働者が望ましいですが、 少なくとも管理職は 、研修を受けたことがある状態にしてください。 ②「 相談体制の整備 」 窓口を設ける場合、形式的に設けるだけでなく、 実質的な対応が可能な窓口 を設けてください。 また、窓口の周知等をして、労働者が利用しやすい体制を整備してください。 ③「 自社の育休取得事例の提供 」 自社の育休取得事例を収集し、事例を掲載した書類の配付やイントラネットへの掲載等を行い、 労働者が閲覧できるようにしてください 。 提供する事例を特定の性別や職種、雇用形態に偏らせず、可能な限り様々な労働者の事例を収集・提供し、 特定の者の育児休業の申し出を控えさせることに繋がらないように配慮してください 。 ④「 制度と育休取得促進に関する方針の周知 」 育児休業に関する制度と育児休業の取得の促進に関する事業主の方針を記載したもの（ポスターなど）を事業所内やイントラネットに掲載してください。

2 個別の周知・意向確認が必要です！

個別周知・意向確認、雇用環境整備の様式例はこちら



令和4年4月1日以降の申し出が対象です。取得を控えさせるような形での周知・意向確認は、この措置の実施とは認められません。

誰に？	（本人または配偶者の）妊娠・出産の申し出をした労働者
何を？	①～④ 全てを行ってください 。産後パパ育休は、令和4年10月1日以降の申し出が対象 ① 育児休業・産後パパ育休に関する 制度 （制度の内容など） ② 育児休業・産後パパ育休の 申出先 （例：「人事課」、「総務課」など） ③ 育児休業給付に関する こと （例：制度の内容など） ④ 労働者が育児休業・産後パパ育休期間において負担すべき 社会保険料の取扱い
いつ？	妊娠・出産の申し出が出産予定日の1か月半以上前に行われた場合▶出産予定日の1か月前までにそれ以降の申し出の場合などは「事業主向け説明資料」3-1を参照※1
どうやって？	①面談（オンライン可） ②書面交付 ③FAX ④電子メール等のいずれか（③④は労働者が希望した場合に限る）

■ 就業規則の変更

・変更した就業規則は労働者への周知が必要です。
・常時10人以上の労働者を使用する事業場は、労働基準監督署への届け出も必要です。

規定例はこちら



第1弾「令和4年4月1日」までに就業規則の変更が必要です！

有期雇用労働者が育児休業・介護休業を取得できる要件が緩和されます。
就業規則に、右記(1)の要件が記載されている場合は、その記載を削除する必要があります。

※引き続き雇用された期間が1年未満の労働者は労使協定の締結により除外可能です。



具体例（現行の規定例と削除対象）

有期雇用労働者にあつては、次のいずれにも該当するものに限り休業をすることができる。

- 育児休業
(1) **引き続き雇用された期間が1年以上** ←削除！
(2) 1歳6か月までの間に契約が満了することが明らかでない
- 介護休業
(1) **引き続き雇用された期間が1年以上** ←削除！
(2) 介護休業開始予定日から93日経過日から6か月を経過する日までに契約が満了することが明らかでない

令和3年度 倫理研修 の開催案内

倫理研修は、社会保険労務士の職業倫理を保持するため、全国47都道府県にある社労士会において、所属する全会員が5年に1回必ず受講しなければならない義務研修です。本年度は昨年度に引き続き原則、連合会が運営するeラーニング※にて実施されます。パソコンがない等、事務所や自宅で受講ができない場合は、県会事務局のパソコンをご予約の上ご利用いただけますので、ご連絡ください。

1. 受講対象会員：令和3年度は以下の年度に登録した会員となります。
 - (1) 令和2年度（令和2年4月1日～令和3年3月31日）
 - (2) 平成27年度（平成27年4月1日～平成28年3月31日）
 - (3) 平成22年度（平成22年4月1日～平成23年3月31日）
 - (4) 平成17年度（平成17年4月1日～平成18年3月31日）
 - (5) 平成12年度（平成12年4月1日～平成13年3月31日）
 - (6) 平成7年度（平成7年4月1日～平成8年3月31日）
 - (7) 平成2年度（平成2年4月1日～平成3年3月31日）
 - (8) 昭和60年度（昭和60年4月1日～昭和61年3月31日）
 及び前年度の未受講者。
2. 日 時：令和4年2月1日～同年3月31日（予定）

※実施期間終了後は、いかなる場合でも受講できません。

※タブレット端末・スマートフォンでも受講可能です。
3. 内容等
 - (1) 研修内容 社会保険労務士の職業倫理及び品位保持にかかる事項等
 - (2) 実施方法 「eラーニング」による実施（開催通知文書記載のID及びパスワードよりログイン）

※全国社会保険労務士連合会作成教材を2冊使用

 - ①「倫理研修テキスト（白色冊子）」（開催通知文書とともに送付）
 - ②「社労士に求められる職業倫理」（「月刊社労士令和4年1月号」に同封）
 また、連合会ホームページ内の研修システムにて「倫理研修テキスト解説」を配信しておりますので、事前に視聴し倫理にかかる基本的事項等の理解に努めてください。
4. 受 講 料：無料（パソコンがない等の理由によりeラーニングの受講ができず県会事務局やインターネット環境が整っている場所のパソコン等で受講する場合の交通費等にかかる実費は自己負担）

— 今後の倫理研修実施年度別受講対象者登録年度一覧 —

実施年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
受講対象者 登録年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
	平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度
	昭和60年度	昭和61年度	昭和62年度	昭和63年度	平成元年度
			昭和57年度	昭和58年度	昭和59年度

■ ■ ■ ■ 支部の活動報告 ■ ■ ■ ■

青 森 支 部

○役員会 (Zoom)

日 時：令和3年11月30日 (火) 17:00 ~

議 題：第3回研修会について「令和4年2月16日 (水) 開催」

出席者：10名

弘 前 支 部

○役員会

日 時：令和3年11月18日 (木) 17:00 ~

場 所：弘前市総合学習センター

議 題：今後の支部行事について

出席者：7名

む つ 支 部

○令和3年度第1回研修会

日 時：令和3年11月9日 (火) 19:00 ~ 20:00

演 題：「精神科医が語る！メンタルヘルス対策の基本と実践」

講 師：精神科専門医 平成かぐらクリニック 院長 伊藤 直

出席者：5名 (他支部からオンラインで数名参加)

屋外大型LEDビジョン広告



デジタルサイネージ・動画制作は
テクノルにご相談ください！

Technol

クリエイティブデザイン事業部

〒 八戸市城下1丁目10-15 Tec-LABO 1F

✉ cd-info@technol.co.jp

☎ 0178-47-8162



第3回

令和3年度理事会

日時／令和3年11月25日（木）

13：30～

場所／アートホテル青森「紅玉」

【審議事項】

- 1 「社労士成年後見センター青森」設立について
- 2 新人研修について

【報告事項】

- 1 働き方改革推進支援事業の取組みについて
- 2 各委員会の報告

今後の研修予定

令和3年度第3回研修会

日時：令和4年3月3日（木）

青年委員会・新規入会者研修会

日時：令和4年3月17日（木）

新規入会者研修会

日時：令和4年3月18日（金）

帳票用紙(職務上請求書を除く)販売終了のお知らせ

この度連合会では、各種事務処理のデジタル化の進展に伴い帳票用紙の需要が著しく減少していること、及び環境保全に向けたペーパーレス化の促進という社会的な要請にこたえていく必要があること等の事情から、職務上請求書を除く下記の各種帳票用紙の販売を、**令和4年3月31日をもって終了**することとなりました。

職務上請求書につきましては、従来通り県会事務局までお申込みいただきますようお願い申し上げます。

令和4年3月31日をもって販売終了となる帳票用紙一覧

帳票用紙		単価（税込）
委託（依頼）契約書	1冊25組	420円／冊
業務台帳	100枚1組	790円／組
業務台帳用バインダー	紙製	1,230円／冊
労働者名簿	1冊50枚	420円／冊
事業所台帳	10枚1組・カード式	530円／組
被保険者台帳	10枚1組・カード式	530円／組
領収書（大） 外税用・内税用	1冊25組・B5版 3枚複写・ノーカーボン	640円／冊
領収書（小）A 外税用・内税用	1冊50組・B6版 2枚複写・ノーカーボン	590円／冊
領収書（小）B 外税用・内税用	1冊25組・B6版 3枚複写・ノーカーボン	530円／冊
委任状	1冊50枚・B5版	420円／冊

メールマガジンのご案内

連合会では、会員の皆さまへ業務に役立つ情報を発信するため、3つのコンテンツに分けてメールマガジンを配信しています。

コンテンツ 内容

- ①連合会情報：連合会主催の研修・イベント、研修システム新講座情報、社労士業務支援ツールなど
- ②通達情報・トレンドボックス：行政からの通達情報など
- ③外部団体情報：外部団体・機関主催のセミナーなど

メールマガジン への登録方法

STEP 1

下記URLまたはQRコードから連合会ホームページ
会員専用ページ「メールマガジンのお申し込み」を開く。



<https://www.shakaihokenroumushi.jp/members/support/tabid/427/Default.aspx>

STEP 2

「連合会情報」、「通達情報・トレンドボックス」、「外部団体情報」の中から、
配信を希望するコンテンツの「登録」ボタンをクリック。

公式SNSのご案内

下記Facebook及びTwitterにおいて、連合会や都道府県会のイベントのお知らせや社労士業務に関する情報、労働・社会保険に関するニュース等を発信しています。



Facebookページ：全国社会保険労務士会連合会
<https://www.facebook.com/sharouren>



Twitterアカウント：@sharouren
<https://twitter.com/sharouren>

開業社会保険労務士・社会保険労務士法人の皆様へ

社会保険労務士賠償責任保険制度 加入のご案内

社会保険労務士 賠償責任保険制度とは

この保険は全国社会保険労務士会連合会を契約者とし、全国社会保険労務士会連合会に登録されている開業会員等を被保険者とする団体契約です。

2021年度募集要項

- 保険期間
2021年12月1日午後4時～2022年12月1日午後4時
- 中途加入について（毎月中途加入可）
毎月1日～25日申込締切、翌月1日補償開始
※11月1日加入のみ10月7日締切
- ご加入手続
2021年度よりWebでのお申込みになりました！
お申込み方法については、有限会社エス・アール・サービス
HPをご確認ください。

取扱代理店

有限会社エス・アール・サービス
〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町
3-2-12 社会保険労務士会館10階
☎ 03-6225-4873

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社
（幹事保険会社）
（担当）広域法人部法人第二課
〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4
☎ 03-3515-4153
三井住友海上火災保険株式会社（非幹事保険会社）

サイバーリスク保険（特約）好評販売中！

*この案内は社会保険労務士賠償責任保険の概要について説明したものです。保険の内容は社会保険労務士賠償責任保険のパンフレットをご覧ください。詳細は保険約款（約款につきましてはWEB約款となります。有限会社エス・アール・サービスのHP「社会保険労務士賠償責任保険制度」をご覧ください。）によりませんが、ご不明な点がございましたら取扱代理店または引受保険会社におたずねください。

有限会社エス・アール・サービスホームページ <http://www.sr-service.jp/>
社労士専用ページログインID：2015sr パスワード：4873hoken

事 務 局 だ よ り

令和4年1月1日現在会員数

会員種別 \ 支部名	青	森	弘	前	八	戸	む	つ	十	和	田	五所川原	合 計
開 業		57		29		38		9		23		11	167
非 開 業		14		7		14		1		2		0	38
合 計		71		36		52		10		25		11	205

【入 会 者】

氏 名	種 別	入会日	住 所	TEL / FAX
ミウラ タツヤ 三浦 辰哉 (八戸支部)	非開業	R3.11. 1	株式会社青森銀行八戸支店兼三日町支店 〒031-0076 八戸市大字堀端町3-1	0178-43-0111 0178-47-0817
イケダ シュンヤ 池田 俊也 (弘前支部)	非開業	R3.12. 1	弘前商工会議所 〒036-8567 弘前市上鞆師町18-1	0172-33-4111 0172-35-1877
アマノ ジュン 天野 淳 (八戸支部)	非開業	R3.12.15	エム・ピー・エム王子ホームプロダクツ株式会社 〒039-1161 八戸市大字市川町字浜2番2	0178-38-7191
マツカワ モトハル 松川 幹春 (八戸支部)	非開業	R3.12.15	株式会社青森銀行八戸現金センター 〒031-0076 八戸市大字堀端町3-1	0178-43-5950
タニカワ ススム 谷川 晋 (十和田支部)	開業 (法人の社員)	R4. 1. 1	社会保険労務士法人増測事務所 〒034-0093 十和田市西十二番町1番1号	0176-22-3198 0176-23-1308
オオミゾ ダイスケ 大溝 大介 (弘前支部)	開業	R4. 1. 1	社会保険労務士だいちゃん事務所 〒036-8061 弘前市大字神田一丁目8番地11 カーサカルム神田103号室	0172-55-0290 0172-55-0290

【諸 変 更】

氏 名	変 更 内 容
藤 田 直 樹	事務所の所在地 〒030-0862 青森市古川一丁目21-11 第一須藤ビル2F6号室

【退会者】

氏 名	支 部 名	種 別	退 会 日
納谷 清見	十和田	非開業	R3.12.31
尾形 親雄	青森	開業	R3.12.31

未納会費の納入をお願いします

今年度も残すところわずかとなりました。社労士会の諸活動は、全て会費で成り立っていますので、皆様の早期納入をお願い致します。

新会員の紹介



(八戸支部)
三浦 辰哉

令和3年10月に実家がある八戸へ転勤となり、同時に入会させていただきました。普段は社労士業務に携わることがないのですが、研修会等を通じて皆さまと交流できる機会を楽しみにしております。定年間近からの参加となり、最近視力等体力の衰えを感じてきましたが、気力は十分あるものと自負しております。趣味は特にありませんが、なるべく歩くように心掛けています。皆様、どうぞよろしくお願い致します。



(弘前支部)
池田 俊也

令和3年12月に非開業として登録させていただいた池田俊也と申します。弘前商工会議所に勤務しており、創業・融資・補助金申請等の相談業務や労働保険事務組合など、主に小規模事業者の経営支援に関する業務に長い間従事してきました。現在は総務財政課という部署において職員の労務管理を担当しております。この度、労務管理についてより深い知識を得たいと思い入会させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。



(八戸支部)
天野 淳

元々、医療畑出身で、闘病しつつ働きたい方をサポートしたく「両立支援コーディネーター」と「キャリアコンサルタント」を取得したのですが、法制度の知識がないと役に立てないとわかり、社労士を取得いたしました。ようやくスタートラインに立てた感じですが、ここから何をすれば良いか途方に暮れております。諸先輩方からアドバイスを頂戴できましたら幸いです。宜しくお願いします。



(八戸支部)
松川 幹春

平成25年社会保険労務士試験合格でしたが、当時所属していた支店の預かり資産（投資信託、保険等）の営業の業務に忙殺され、登録する時間もなくなり、やっとのことで登録できました。現在、現役の銀行員です。旅行が趣味ですが、コロナ禍で遠出ができない状況がいつ改善するかと待ちわびてる毎日です。どうぞよろしくお願い致します。



(十和田支部)
谷川 晋

令和4年1月に法人の社員として登録致しました谷川晋と申します。社会保険労務士法人増渕事務所に勤務して早22年となります。今後は社会保険労務士としての自覚を持ち、日々知識の習得に努めて様々な方のお役に立ちたいと考えております。趣味はバイクで、天気の良い日に走っては気分転換しております。



(弘前支部)
大溝 大介

20数年前に独学で受験し、不合格。行政書士は1回で合格し、平成21年に開業。6年前にお客さんから要望されて受験するものの、不合格。3度目の今回は、コロナ禍でステイホーム期間に集中して勉強をし、合格。人間万事塞翁が馬である。業務をする上で大事なことは、顧客が何を求めているのかを把握し、適切な対応ができるか否か。絶えず謙虚な姿勢で、ブラッシュアップできるか否か。その人間性も顧客に見られるであろう。

「社労士 青森」表紙の写真を募集します♪

会報「社労士 青森」がさらに身近に感じられ、興味を持っていただけるよう、表紙に掲載する写真を、会員の皆様から募集します。県内の景勝地、お祭りや季節の風景など、あなたのとおきのおき一枚をお送りください。なお、応募多数の場合は、事務局が選考のうえ決定いたします。表紙には、ご応募いただいた会員のお名前と支部名を掲載します。

皆様のご応募をお待ちしています。



＜応募方法＞

写真を添付又は同封のうえ、県会事務局まで、メールもしくは郵送で送付ください。

※県会事務局メールアドレス jimukyoku@sr-aomori.info

※人物が写っている場合は、本人の承諾をいただくなど個人情報の取り扱いにご注意ください。その他、著作権、肖像権を侵害することがないようにお願いします。

労働調査会の新刊書籍

労働関係法の ポイント 2022年度版

最新の労働関係法の全体をポイントでまとめて1冊に凝縮

条文ごとに解説した労働基準法のほか、広く関係法令の概要・ポイントを、2色刷りの図解でやさしくコンパクトにまとめた冊子。事業主、企業の実務担当者をはじめ労働法初心者入門書として、またセミナー・説明会にも使えるオススメの1冊。最新版では、2022年4月から順次施行される改正「育児・介護休業法」をはじめ、2021年9月に改正された「脳・心臓疾患の労災認定基準」を巻頭特集としてまとめました。このほかにも、全編にわたって最新の法令やガイドラインをフォローしています。



労働調査会出版局 編 体裁：A4判／80頁
発行：公益社団法人 全国労働基準関係団体連合会 定価：550円（税込）（送料別途）

お問合せ
ご注文は  労働調査会 労働調査会 東北支社

〒980-0801 宮城県仙台市青葉区木町通 1-8-28 三栄木町通ビル
TEL：022-223-0521 FAX:022-268-6360 URL：<http://www.chosakai.co.jp/>

編集後記

昨年8月に総務広報委員に加入し、142号で初めて取材記事を書き、今号では初めての編集後記を書いています。今までなんとなく読んでいた（今までの広報委員の皆様すみません）社労士青森を一字一句確認することになるとは思いませんでした。総務広報委員の仕事もなかなか大変と感じているところです。しかし、学生のころ某出版社で校正のアルバイトをしていた頃を思い出し、前向きに委員長からのミッションを遂行しています。これからも県会のことが伝わる会報になるように頑張ります。

（飯田）